

# 令和8年度

## 宇部市中小企業者等脱炭素融資促進 利子補給補助金交付要領

<申請受付期間>

令和8年6月11日(木)～令和9年1月29日(金)

※当日消印有効

<受付・問合せ先>

宇部市 産業經濟部 産業政策課

〒755-8601

宇部市常盤町一丁目7番1号

TEL 0836-34-8380

## 1 趣旨

市内中小企業者の地域脱炭素に資する設備投資を促進し、エネルギー起源二酸化炭素の排出削減を推進することを目的に、国の脱炭素融資促進利子補給事業の対象として指定金融機関が行った融資に係る国の利子補給金に追加し、宇部市中小企業者等脱炭素融資促進利子補給補助金を交付します。

## 2 交付対象者

以下の（１）～（４）のすべての項目を満たす者とします。

（１）宇部市内に事業所を有する中小企業基本法第２条に規定する中小企業者であること。

※中小企業基本法第２条に規定する中小企業者とは、資本金の額・常時使用する従業員数が下記の表に示す企業又は個人である。

主たる事業の業種	資本金の額・常時使用する従業員（いずれかを満たすこと）
① 製造業、建設業、運輸業、 その他の業種（②～④を除く）	３億円以下 または ３００人以下
② 卸売業	１億円以下 または １００人以下
③ サービス業	５千万円以下 または １００人以下
④ 小売業	５千万円以下 または ５０人以下

（２）市内において、経済産業省の事業である一般社団法人環境共創イニシアチブ（ＳＩＩ）の省エネルギー設備投資に係る利子補給金交付規程、環境省の事業である一般社団法人環境パートナーシップ会議（ＥＰＣ）の令和８年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（金融機関を通じたバリューチェーン脱炭素化推進のための利子補給事業（地域脱炭素融資促進利子補給事業））交付規程、または令和８年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（金融機関を通じたバリューチェーン脱炭素化推進のための利子補給事業（バリューチェーン脱炭素促進利子補給事業））交付規程の対象となる取組を実施し、その取組に対して融資を行う金融機関が、国の利子補給金事業としていずれかの利子補給金の交付決定を受けていること。

※令和８年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（金融機関を通じたバリューチェーン脱炭素化推進のための利子補給事業（地域脱炭素融資促進利子補給事業））交付規程については、令和７年度のこの国の利子補給金事業の対象として、令和７年度に ＥＰＣ から利子補給金の交付を受けた融資を対象としている。

（３）令和７年度の末日までに、宇部市中小企業者等脱炭素融資促進利子補給補助金交付要綱８条の規定による当該利子補給補助金の交付決定を受けていること。

（４）融資の申込時点において市内で事業を行っており、かつ、利子補給補助金の交付の請求時まで市内で事業を行っていること。

### 【補助の対象とならない者】

以下のいずれか1つでも該当する場合は、交付の対象となりません。

- ア) 公序良俗に反する事業を行う者
- イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に定める風俗営業等の事業を行う者
- ウ) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者
- エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する法人又は個人並びにそれらの利益となる活動を行う法人又は個人
- オ) 宇部市が賦課徴収する市税に滞納がある者
- カ) 市長が利子補給補助金の目的等に照らして適当でないと認める者

## 3 利子補給補助金の額等

### (1) 交付の対象となる融資等

- ア) 交付対象融資額の上限は3億円です。
- イ) 交付対象期間は、融資開始日から3年を経過するまで（融資の償還期限が先に到来する場合は当該期限まで）が交付対象期間となり、毎年度ごとにその年度分の交付申請をする必要があります。  
なお、利子補給補助金は予算の範囲内で交付することになります。

### (2) 補助金額

交付対象者が受ける融資に係る国の利子補給金事業が定める単位期間ごとに額を算出し、合計した額

#### ア) 算出方法： $A \times B / C \times D$

※ 1円未満切り捨て

- A 貸付残高（融資の返済を延滞している場合は、融資計画の貸付残高）
- B 単位期間（単位期間Ⅰ、単位期間Ⅱ）の日数  
単位期間Ⅰ：3月11日～9月10日（184日）  
単位期間Ⅱ：9月11日～3月10日（181日）
- C 1年の日数（365日）
- D 利子補給率（金融機関の融資利率から国の利子補給率を引いたもの）

※ 上限 0.7%

（ただし、国の利子補給利率を上回る場合は、国の利子補給率を上限とする。）

## 4 交付申請における提出書類

- (1) 宇部市中小企業者等脱炭素融資促進利子補給補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 宇部市が賦課徴収する市税に滞納がないことの証明書（写しでも可）（※発行日から3か月以内のもの）  
※ 納税証明書（『証明日現在、市税に滞納がないことを証明します。』との記載されたもの）
- (3) 国に提出した国の利子補給金関係の申請書とその添付書類の写し  
（国に交付申請前に提出した融資計画関係の書類を含む）
- (4) 国の利子補給金関係の交付決定通知書（変更分を含む）の写し  
（国の利子補給金を申請中の場合は、交付決定通知を受領した後に提出してください。）

## 5 申請受付期間

令和8年6月11日（木）から令和9年1月29日（金）まで（郵送の場合は当日消印有効）とします。

※国の利子補給金事業の申請後、すみやかに市に申請を行ってください。

## 6 申請方法

持参又は郵送により申請してください。

## 7 審査

申請書の記載内容、添付書類を審査し、利子補給補助金の対象となった場合は、決定通知書により通知します。

申請内容が利子補給補助金の対象とならなかった場合は、不交付決定通知書により通知します。不交付となった場合でも、申請書提出時に要した諸費用等につきましては、申請者の負担となりますのでご了承ください。

## 8 実績報告

国に提出した実績報告関係の書類の写しを毎年度の末日までに提出してください。

また、国（EPC）の事業で事業状況報告関係の書類を提出した場合や、事業効果報告関係の書類を提出した場合は、その写しを速やかに提出してください。

## 9 請求及び交付

宇部市中小企業者等脱炭素融資促進利子補給補助金交付請求書（様式第8号）と対象となる融資の利子の支払を確認できる書類及び国に提出した国の利子補給金の請求関係の書類の写しを毎年度の末日までに提出してください。

提出された請求書等と実績報告関係の書類の写しを確認後、補助金を指定の金融機関の口座へ振り込みます。

※振込通知書は送付していませんので、通帳の記帳で振り込みをご確認ください。

## 10 留意事項（必ずお読みください）

- （1）補助金の交付決定後、交付要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、交付決定を取消します。
- （2）交付決定を取消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返金を求めます。  
これを納期日までに返金しなかったときは、補助事業者は、補助金を返金するとともに、指定期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、宇部市延滞金の徴収に関する条例（昭和39年条例第57号）に定める利率により計算した額を遅延利息として納付しなければなりません。
- （3）本申請に係る書類一式については、事業終了後5年間は保管してください。

## 11 申請・問合せ先

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号

宇部市 産業経済部 産業政策課

TEL 0836-34-8380 FAX 0836-22-6013

メールアドレス [syokou@city.ube.yamaguchi.jp](mailto:syokou@city.ube.yamaguchi.jp)

## 中小企業者等脱炭素融資促進利子補給補助金における利子補給の流れ

